入　札　心　得

（入札の基本的事項）

1　入札参加者は、地方自治法、秋田市財務規則その他関係法令および設計書、仕様書その他契約締結に必要な条件を承諾のうえ入札してください。

（入札の参加および辞退）

2　入札参加者は、指定した時刻および場所に出席してください。入札時刻に遅れたり、連絡がない場合は、棄権とみなしますので時刻を厳守してください。入札を辞退する場合は、入札の執行前にあっては別紙様式「入札辞退届」を入札執行日の前日までに入札執行課である選ばれるまち戦略課に提出し、入札執行中にあっては「入札辞退届」又はその旨を明記した別紙様式「入札書」を開札までに入札執行者に直接提出してください。

　なお、入札を辞退した場合においても、これを理由として以後の指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。

（公正な入札の確保）

3　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはなりません。

（入札の方法）

4　入札参加者は、「入札書」を作成し、表に業務委託名等を表示した封筒に入れ、指定された場所に提出してください。ただし、代理人により入札するときは、「委任状」を提出してください。

（消費税および地方消費税に伴う入札金額の記入方法）

5　「入札書」には、課税事業者、免税事業者を問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入してください。なお、落札金額および契約金額は、入札書に記入された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数は切り捨て）とします。

（入札書の金額の数字および記載事項の訂正）

6　入札書に記入する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には￥（円記号）を記入してください。

　【例】　￥１２３，０００－

　なお、記載事項を訂正するときは、誤字に２本線を引き上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印してください。ただし、金額の訂正はできません。

（入札書の引換え等の禁止）

7　提出された入札書は、引換え又は変更もしくは取り消しをすることはできません。

（入札の中止等）

８　次の各号の一に該当する場合は、入札の執行を延期もしくは停止又は中止することがあります。

(1) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために協定した者があると認めたとき。

(2) 入札の参加者がないとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

（入札の無効）

９　次の各号の一に該当する入札は無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について２以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について２人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

(5) 同一の入札について他の入札参加者の代理人となった者のした入札

(6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(7) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明りょうで確認できない入札又は金額を訂正した入札

(8) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

（最低制限価格）

10　業務委託については、予定価格の10分の６以上の範囲内で最低制限価格を設定しています。

（落札者の決定）

11　予定価格制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

（同価格の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）

12　落札者となるべき同価格の入札者が２人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできません。

（入札回数）

13　開札の結果、落札者がないときは、再度の入札を１回に限り行います。

なお、最終入札の結果、最低価格と予定価格との間に相当の差があり、入札執行者が随意契約が不適当と判断したときは、改めて指名等を行う場合があります。

（再度の入札に参加できない者）

14　第９項第１号から第６号までの規定により無効とされた入札をした者は、再度の入札に参加することができません。

（契約書の提出）

15　落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、その日から起算して７日以内に契約書に記名押印のうえ提出してください。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合には、その期間を延長することがあります。

（落札の無効）

16　落札者が、前項の期間内に記名押印した契約書を市に提出しないときは、その落札は無効とします。

（異議の申し立て）

17　入札者は、入札後この心得、その他の入札条件等の疑義または不明を理由として、異議を申し立てることはできません。